

高齢者の日常生活と法制度:介護保険制度・成年後見制度導入から 20 年をふり返る

講師 本澤巳代子氏、三輪まどか氏

2000 年 4 月に介護保険法が施行され、一人暮らし高齢者の保護の必要性を行政が判断し、当該高齢者を適切な場所で保護する措置から、要介護者と家族が事業者の提供する介護サービスから必要なものを選んで利用契約を締結するものへと大きく変化した(措置から契約へ)。その大転換の際、要介護者の権利が侵害されないように、社会福祉法に契約に関する規定が設けられ、権利擁護事業が導入された。また、判断能力が十分でない要介護者の権利を守るために、成年後見制度が大幅に見直された。

この大変革から 20 年経過する中で、何が変化し何が変化しなかったのか、その功罪は何かを検討した上で、今後のあるべき方向性について考えてみたい。そのために、まず介護保険制度の導入による主な介護者の変化、高齢者虐待の加害者と通報者など、高齢者介護分野全体の変化を概観する(本澤担当)。その上で、判断能力が十分でない要介護者の権利を守るために導入された成年後見制度は機能しているのか、この 20 年間で申立人や選任される後見人がどのように変化してきたかを含め、高齢者の日常生活を支えるために、成年後見制度はどうあるべきか考えてみたい(三輪担当)。

講師のご紹介

本澤巳代子氏

筑波大学名誉教授(法学博士)、筑波大学医療系客員教授、筑波大学ヘルスサービス開発研究センター家族総合政策部門長:専門は家族法・社会保障法。介護保険制度について法律のみならず、聞き取り調査を実施してきた。

三輪まどか氏

南山大学総合政策部教授(法学博士):専門は社会保障法・高齢者の権利擁護。裁判例の分析及びフィールドワークをもとに、“福祉的”身上監護を中心とした成年後見のあり方について模索している。

セミナー開催日時 2022 年 3 月 5 日(土曜日) 午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで(途中 1 度休憩が入り、講演終了後質疑応答の時間を設けています)

セミナー開催の場所 ウィンクあいち 1601 号室です(名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-13) JR 名古屋駅桜通口から「ミッドランドスクエア」方面徒歩 5 分

セミナーでは次のような内容を中心にお話しする予定です。

1. 介護保険制度導入の前後での変化(措置から契約へ)
2. 民間事業者の参入と介護契約書モデルの活用、権利擁護事業と消費者保護
3. 度重なる法改正による介護保険給付の複雑化と利用者による自由選択の困難化
4. 主たる家族介護者の変化、家族介護現場への第三者介入による高齢者虐待の発見と保護
5. 成年後見制度の変化=財産管理から身上監護へ→より身上監護重視へ
6. 成年後見制度の変化=親族後見人から専門職後見人へ→親族後見人へ
7. 親族後見人に対する専門職や専門機関の支援

COVID-19 対策もあり、参加者の受入数を上限 25 名に制限しなければならなくなりました。当日のご参加は、この範囲内で余裕がある限り、入場していただけますが、できるだけ事前のお申込をお願いいたします。

申込まれる場合、お名前、ご連絡先(電話番号など)を明記のうえ、

NPO 法人労働問題研究所のメール(info@iwhr.or.jp ozaki20020720_0914@yahoo.co.jp) 又は FAX0595-61-2935 までお申込み下さい。ご参加の皆様にはマスクのご着用をお願いします。当日のご連絡は下記の携帯にお願いします。

NPO 法人労働問題研究所

514-0008 津市上浜町 3-15-2 ディアホームズ志とも 504 号 TEL: 090-7673-1635

URL:<http://www.iwhr.or.jp> e-mail info@iwhr.or.jp ozaki20020720_0914@yahoo.co.jp